

# 総合教育会議の開催及び大綱の策定について

## 総合教育会議の開催

- 1 構成員等** (改正法第1条の4第2項)
- (1) 知事、教育委員会 (教育長1、教育委員5) 計7人  
 ※必要があると認めるときは、**関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。**  
(改正法第1条の4第5項)
- (2) 原則、公開
- 学校関係者、私学、少子化、文化等担当部署

協議題に応じて学識経験者の出席を要請
- 2 協議・調整事項**
- (1) 県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、若しくはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## スケジュール等

- (1) 大綱の対象期間は、4～5年程度を見通したもの  
(国の教育振興基本計画 (H25～29) 5年間)
- (2) 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱  
(スケジュール案)

	時 期	内 容
H27	4月28日	第1回総合教育会議の開催 (会議の運営規程、大綱の策定等について協議)
	6月以降	総合教育会議 (2回程度)・有識者委員会 (3回程度)・タウンミーティング (3回) の開催、パブリックコメントの実施
H28	3月	大綱の策定、公表

大綱策定の枠組みの基本的な考え方について (案)

富山県総合計画と富山県教育振興基本計画の間に「大綱」を位置づけ、  
 ①教育をめぐる現状と課題の洗い出し、②基本理念、基本施策、目標の再検証、新たな取組みの追加、  
 ③私立学校・高等教育 (学術研究) の充実、④新たに芸術文化の追加、⑤教育再生実行会議の提言 (地方創生等) に基づく新たな視点、  
 ⑥「教育県富山」ならではの特色ある取組み、⑦とやま教育・文化の将来像を盛り込んだ、総合的な施策の大綱とする。

**富山県教育振興基本計画 基本理念 (目標)**

富山から世界へ羽ばたき、未来を切り拓く人材の育成  
— 真の人間力を育む教育の推進 —

- 変化する社会に果敢にチャレンジし生き抜いていく確かな力を育てる
- 優れた知性、豊かな心、たくましい体を持った「元気とやまっ子」を育てる
- 富山県の特色を生かした富山スタンダードを推進し、国内外から評価される教育システムの確立をめざす

**基本施策**

I 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進	V ふるさとを学び楽しむ環境づくり
II 子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進	VI 生涯をととした学びの推進
III 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援	VII 元気を創造するスポーツの振興
IV 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の充実	VIII 芸術文化の振興 (追加)

私立学校、高等教育 (学術研究) (充実)

再検証・新たな取組みの追加

**教育再生実行会議 (第六次提言) H27. 3. 4<第2分科会>**

- 1 **社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ**
  - ・社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実
  - ・学びやすい環境の整備
  - ・教育行政と労働、福祉行政の連携強化
- 2 **多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ**
  - ・女性の活躍支援等
  - ・障害のある児童生徒に対する支援等
  - ・不登校、中退、ニート等の若者への支援
  - ・貧困家庭への支援 等
- 3 **教育がエンジンとなって「地方創生」を**
  - ・地域を担う人材の育成
  - ・学生等の地方への定着等
  - ・教育機関を核とした地域活性化
  - ・地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化

○富山スタンダードのさらなる推進により、富山県がこれまでめざしてきた未来を切り拓く人材の育成を、地方創生のエンジンにつなげること

○障害のある子どもや不登校、中退等の若者のための多様な学びの場の提供、貧困家庭への支援等、すべての子どもたちへの教育機会の平等の保証

・生涯学び続けることができる社会の構築

などを際だたせ、本県教育の魅力や教育環境の質の高さをアピールし、都市部からの定住や交流人口の拡大に活用

○明日を担う子どもたちが、富山県に魅力を持てるよう、とやま教育・文化の長期的な将来像についても記載

「新・元気とやま創造計画」と「大綱」・「教育振興基本計画」の位置付け

計画の名称	策定根拠	備考	各計画の基本的な体系 (イメージ)
<p>新・元気とやま創造計画 (県総合計画) 策定：H24. 6 計画期間：H24～H33</p>	<p>富山県総合計画審議会条例 〔平成 23 年の地方自治法改正により、策定義務付けは廃止された〕</p>	<p>活力、未来、安心の 3 つの基本施策とそれを支える重要施策である人づくりにより構成</p>	
<p>大綱 策定：H28. 3 (予定) 計画期間：H28～H32(予定)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針★を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。 ★教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針 ＝国の教育振興基本計画</p>	<p>①教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの ②教育振興基本計画の上位計画として位置付け</p>	
<p>富山県教育振興基本計画 策定：H25. 9 計画期間：H25～H29</p>	<p>教育基本法第 17 条第 2 項 地方公共団体は、前項の計画★を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 ☆前項の計画＝国の教育振興基本計画</p>	<p>元気とやま創造計画、国の第 2 次教育振興基本計画 (H25. 6) を参酌</p>	
<p>「富山県教育振興基本計画」は、富山県における教育分野の中長期的な計画であるとともに、県の長期的かつ総合的な基本指針である「新・元気とやま創造計画」を踏まえた計画となっている（「新世紀とやま文化振興計画」も同様）。</p>			
<p>改正地方教育行政法新教育委員会制度のポイント (文部科学省作成)</p> <p>①地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができる。</p> <p>②新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なる時には、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいとされている。</p>			